

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年7月20日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル盛岡西バイパス店 盛岡市向中野七丁目17番45号

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成30年6月19日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年7月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル滝沢店 滝沢市牧野林873番ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成30年6月19日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年7月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び滝沢市役所